日本同盟基督教団「ハラスメント防止相談ガイドライン」 (P1~8) から抜粋したものです。

具体的な事例に基づいて分かり易く説明されているので、共に考え たいと思います。

日本聖契キリスト教団 ハラスメント対策委員会

### 1ハラスメントの基本知識 1-

### 1「ハラスメント」とは

「ハラスメント」の言葉の意味は「嫌がらせ、いじめ」ですが、本ガイドラインでは「他者の人格の 尊厳を侵害し、合理性や妥当性を欠いた、不利益や身体的又は精神的苦痛を与える不当な行為」と定義します (防止細則第 2 条)本人の意図にかかわらず、結果的にハラスメント行為となることがあります。ハ ラスメントされた人は不利益を被ったり、心身の不調をきたしたりします。またハラスメントのある教 会は教会内環境が不快なものとなり、全体の雰囲気も悪化します。

#### 1-2 類型化について

日本では、ハラスメントが細かく類型化され、何十種ともいわれる多種多様な「ooハラスメント (ooハラ) という言葉が使われております。これらはハラスメントの本質を見失わせ、現場に混乱をもたらし、実行力ある対策を取ることを難しくさせかねません。本ガイドラインでは包括的に「ハラスメント」と称することにいたします。

セクハラ、パワハラの用語は一般に浸透しており、その類型化はハラスメントを理解する上で一定の効果はあります。本教団でも当初はセクハラの相談窓口として設置いたしました。しかし、ある行為がセクハラでもありパワハラでもあることは少なくなく、それらを厳密に区別することは実際的ではありません。本ガイドラインでもセクハラやパワハラの用語を使っておりますが、あくまで便宜上のことです。

#### 1-3 逆らいにくい関係について

対等な関係であればハラスメントをされても「ノー」と言えますが、対等でない関係ではハラスメントをされても逆らいにくいものです。一般に、立場が上の人に対して逆らいにくさがありますが、人間関係や能力や知識などの優位性も逆らいにくさを生じさせます。教会における優位性とし

て、たとえば権威、威圧感、話術、有力信徒、縁故関係、在籍年数などあります。また個人に対してグループも優位性となります。優位性自体はハラスメントではありませんが、優位性が逆らいにくい関係を生じ、ハラスメントを起こす背景になります。ハラスメントの判断をするときは、逆らいにくい関係の有無や程度を確認します。

#### 2 ハラスメントの事例

#### 2-1 セクハラの事例

セクハラとは、性的な言動や関係性において生じるハラスメントのことです。あるハラスメント行為が セクハラであるか、それとも他のハラスメントであるかの区別はあくまで便宜上のことです。

#### 2-1-1 一般社会の事例

一般社会では以下のものがセクハラとされます。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ①身体的なことがらに関する発言
- ・スリーサイズなど身体的特徴を話題にする。
- ・卑猥な冗談をかわす。
- ・性的な噂をたてたり、性的なからかいの対象とする。
- ②身体的なことがらに関する行動
- ・ヌードポスターなどを職場に貼る。
- ・雑誌などの卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ・身体を執拗に眺め回す。
- ・食事やデートにしつこく誘う。
- ・身体に不必要に接触する。
- ・浴室や更衣室等をのぞき見する。
- ・性的な関係を強要する。
- 性暴力。
- (3)性別役割の意識(ジェンダーロール)に基づく発言
- 「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと発言する。
- ・「男の子」「女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。
- (4)性別役割の意識(ジェンダーロール)に基づく行動
- ・女性というだけで職場でのお茶くみ、掃除などを強要する。
- カラオケでデュエットを強要する。
- ・酒席で、上司の側に座らせたり、お酌などを強要する。
- ・妊娠した職員に対して嫌がらせや差別など、不当な扱いをする。

#### 2-1-2 女性から男性に対する事例

女性から男性に対するセクハラもあります。たとえば以下のものです。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- 彼女がいないことをからかう。
- ・独身男性に対して結婚しない理由を問いただしたり、結婚できない理由を勝手に分析して盛り上がったりする。
- 頭髪の薄さをからかう。
- 「男のくせに根性がない」と言う。

#### 2-1-3 同性間の事例

同性間でもセクハラは起こります。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ①女性間でのセクハラ
- ・性や異性との関係についての噂話を流す。
- ・男性経験を詮索する。
- ・仕事の能力と性的特徴を絡める。
- ・胸の大小をからかう。
- ・後ろから抱き付き胸を触る。
- ②男性間でのセクハラ
- ・性体験や異性との関係について根掘り葉掘り聞きだす。
- 男性器の大小をからかう。
- ・聞くに堪えない下ネタ話を聞かせる。

#### 2-1-4 キリスト教会の事例

キリスト教会の事例として実際に以下のものが知られています。このようなことを行えば、本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ・男性牧師が女性スタッフを車に乗せて、ラブホテル周辺をうろつく。
- ・男性牧師が女性信徒に密室でマッサージをさせる。
- ・男性牧師が女性信徒に礼拝堂で二人きりの時に肩や腰に手を回す。
- ・女性教職を女性であるということでけなしたり低く見たりする。
- ・結婚しない理由を執拗に尋ねたり、結婚を執拗に勧めたりする。
- ・結婚している人に対して「赤ちゃんはまだですか」と執拗に聞く。
- ・男女交際について執拗に聞く。
- ・「君の服装は私としては好みなのだけど、その服装で教会に来るのはどうかな」と言う。
- ・「大きい胸が強調されているね。その服装は男を挑発しているよ」と言う。
- ・異性間でハグなど身体的接触をする。
- ・男性牧師が祈っているうち、つい熱心になって相手の女性信徒の手を握る。
- ・あいさつ代わりに「体調はどう?」「顔色悪いよ」と言う。
- ・異性間で内密な話をしているとき、部屋の鍵をかける。
- 「あの人は異性にだらしない人だ」という噂を流す。
- ・(拒否しにくい関係において) 食事に執拗に誘う。
- ・(拒否しにくい関係において)男女交際を求める。
- ・児童に対する性的虐待。
- ・ドメスティック・バイオレンス(DV)

- ・ストーカー行為。
- ・強制わいせつ、強制性交。

### 2-2 その他のハラスメント (パワハラ、モラハラなど) の事例

日本では、セクハラ以外にもパワハラ、モラハラという分類があります。パワハラとは、職務上の地位や 人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて行われるハラスメントのことです。モ ラハラとは、身体的な暴力を伴わない、言葉や態度等によって行われる精神的な暴力のことです。本ガイド ラインではいずれも包括的にハラスメントとして扱います。いずれもその行為に正当性や合理性、妥当性が ない場合にハラスメントになります。

### ①身体的な攻撃

・殴る、蹴る、頭を叩く、髪を引っ張る、胸倉をつかむ、突き飛ばすなどの暴行を加える。

# (2)精神的な攻撃

- 嫌がらせをする、からかう。
- ・集団で一人を罵る。
- 「お前なんか存在する価値がない」「バカ」「死ね」など人格否定発言をする。
- ・罵詈雑言を浴びせる。
- ・脅迫して職場を辞めさせる。
- ・同僚や不特定多数の前で叱責する。
- ・度が過ぎるほど執拗に責める。
- ・不整合な情報の双方を了解させる
- ・不合理な責任を負わせる

#### (3)人間関係からの切り離し

- 孤立させる、のけ者にする。
- ・無視する、コミュニケーションを取らない。
- ・わざと一人にだけ週報や資料を渡さない。
- ・本教団の研修会に参加させない。

# (4)過大な要求

- ・毎晩徹夜で奉仕をさせる。
- ひとりでやりきれない奉仕をさせる。

#### (5)過小な要求

- ・教職者に教職の働きをさせず、草むしりだけをさせる。
- ・事務スタッフに事務の働きをさせず、トイレ掃除だけをさせる。

#### (6)個の侵害

・休日の過ごし方について根掘り葉掘り尋ねる。

・携帯電話や鞄の中などの私物をのぞき見する。

## 3 ハラスメントに当たらない事例

以下のものはハラスメントに当たりません。ただし度を超したり、配慮を欠いたり、合理性や妥当性を 欠いたり、人格否定発言などがあるとハラスメントになります。

### (1)意に沿わない仕事の強制

主任牧師が、同じ教会の伝道師に駅前でのトラクト配布を依頼したとします。この伝道師にとって、この依頼は不本意だとしても、この依頼は正当な務めの範囲内と考えられますので、ハラスメントには当たりません。もちろんその内容について理解を深めるために、お互いによく話し合っていることが前提です。またも仕事の内容も適切かつ穏当であるべきです。ハラスメントかどうかを判断するのは、あくまでも務めの範囲を逸脱しているかどうかであって、強制性の有無ではないことがポイントです。

#### ②茶髮(染髮)禁止命令

茶髪(染髪)を始め髪型や服装は個人の人格と自由に関する事柄ですから、不当に制限すべきではありません。ただし、教職者や教会職員の髪型や服装等について、その職務における対人的な影響を考慮して、円滑な運営上必要かつ妥当な範囲で一定の制限を設けることは必ずしも不当とは言えません。

# (3)注意・指導

自己管理ができずたびたび寝坊で無断遅刻する実習神学生に対して、牧師が一度厳しい叱責をし、改善するように指導したとします。これは問題行動に見合った叱責や指導なので、ハラスメントに は当たりません。問題行動に対して、職務上の責任者が叱責や指導することは正当な行為です。ま た問題行動の頻度や内容に見合った厳しい叱責をすることは許容されます。

ただし、問題行動に対して不釣り合いなほど厳しすぎる叱責や、執拗に繰り返す叱責は不当行為であり、ハラスメントになります。

# (4)生命を脅かす危険な行為に対する激しい叱責

医療現場や工事現場など、一歩間違えば生命に危険を及ぼすような作業中に、通常ではあり得ないミスを犯し、他の人々の生命・身体を危険にさらしたことに対して、責任者が「何やってんだ、バカヤロー!」と発言したとします。この状況ではこうした発言があってもやむを得ず、ハラスメントには当たりません。

一方、些細なミスに対してまで、こうした発言をするのはハラスメントになります。医療現場や工事現場と異なり、教会では生命を脅かす危険な行為が日常的にあるとは考えにくいところです。

# (5) 戒規

戒規は教会の正当な務めなので、ハラスメントには当たりません。

ただし、戒規の手続きや審理が杜撰 (ずさん) で不当な場合、すなわちもはや戒規と呼べない場合には、 ハラスメントに当たります。たとえば、軽微な罪に対していきなり除名とか、牧師ひとりだけで審理 したとか、戒規とは名ばかりで単なる憂さ晴らしであるならハラスメントになります。また暴力によって制裁を加えることは戒規を逸脱しております。

戒規は、形式的にも内容的にも正しく機能していることが大前提です。

# ⑥個人の内面に立ち入ること

牧師が、独身の教会員に結婚を勧めたが、本人が拒否したので、牧師は本人に結婚しない理由を質問したとします。これ自体はハラスメントには当たりません。牧師の務めとして、妥当な範囲で個人の内面に立ち入ることは問題はないと考えられます。

ただし、本人が結婚について「ノー」の意思を示しているにもかかわらず、本人が困惑するほどしつ こく勧めるのはハラスメントになる可能性があります。

個人の内面に立ち入った質問をする際に、本人が「これ以上、質問しないでください」と「ノー」の意志を示している場合、さらに内面に深く立ち入ることは避けるべきです。

# (7)無視

教会員が牧師にあいさつしたが、無視されたとします。単にあいさつに気づかなかったとか、たまたま別の人と話をしていて返事できなかったとかということであれば、ハラスメントには当たりません。

ただし、毎回無視されるということであれば、明らかに度を越しているので、ハラスメントになります。

# (8) 苦情

教会員が役員会の運営に関して、感情的に苦情を言ってきたとします。これだけではハラスメントに は当たりません。

ただし、些細なことを毎週のように文句をつけたり、罵詈雑言や人格否定発言があればハラスメントになります。また、脅迫や暴力で脅している場合も、ハラスメントになります。

### (9)裁量の範囲

役員会や教会の承認を得て、牧師が会堂建築の実務を担ったとします。これは裁量の範囲なのでハラスメントには当たりません。

ただし、牧師が教会の意見を聞かず、独断で図面を書いたり、独断で業者を決めることは、ハラスメントの可能性があります。

職務上、牧師の裁量でなすことはあります。ただしそれは、牧師職としての専門性に委ねられていることであって、あらゆることに裁量が許されているわけではありません。会堂建築のように、教会員の利益に直接関与するものは、教会員の意見をよく聞き、協調的に進めていくべきです。

#### 4 ハラスメントによる被害 4-

#### 1ハラスメントの被害実例

ハラスメントにより心身の不調をきたします。また暴力行為を受けた場合には身体的外傷を受けます。ハラスメントの被害実例としては以下のものがあります。

(1)メンタルヘルスの悪化(恐怖感、意欲減退、疲労感、虚脱感、倦怠感、罪悪感、自責感、自信

喪失、自己嫌悪感など)

- (2)精神疾患(気分障害、うつ病、パニック障害など)
- (3)身体症状(睡眠不足、頭痛、腰痛、体重増減など)
- 4 就労状態の悪化(ミスの増加、遅刻・欠勤の増加、物忘れの増加など)
- (5)深刻な被害(傷害、退職、急性ストレス障害、PTSD、自死、過労死、人間不信、棄教など)
- (6)身体的外傷(打撲傷、裂傷、あざ、骨折、刺し傷、火傷など)

### 4-2 PTSD (心的外傷後ストレス障害) について

ハラスメントにより被害者が PTSD (Post-Traumatic Stress Disorder、心的外傷後ストレス障害) になることがあります (たとえば熊本事件、神戸地裁 2003 年判決) DSM-5 (精神障害の診断と統計マニュアル、アメリカ精神学会、2013) では PTSD 症状として以下のように説明しています。

- (1) 過覚醒症状:交感神経系の亢進状態が続いていることで不眠やイライラなどの症状。
- (2) 再体験(侵入)症状:原因となった外傷的な体験が、意図しないのに繰り返し思い出されたり夢に登場したりすること(フラッシュバックなど)
- (3)回避症状:体験を思い出すような状況や場面(トリガー)を意識的あるいは無意識的に避け続ける行動をとること。
- (4) 麻痺・否定的認知や否定的気分:
- ①麻痺とはトラウマ体験の重要な部分を思い出せない(健忘)重要な活動への関心や参加が著し く減る、他の人から孤立し疎遠になったと感じる、「愛おしい」というプラスの感情をほとんど感じな い、未来が短縮した感じ、など。
- ②否定的認知とは、「自分は悪い人間だ」とか「誰も信用できない」とか「世界は危険でしかない」といった、自己や他者や世界へのネガティブで強固な思い込みで事件の前にはなかったもの。
- ③否定的気分とは、事件に関してずっと過剰に自分を責めたり、他者を恨み続けること、恐怖や戦慄 (おぞましさ)強い怒り、罪悪感、恥辱感といったマイナスの感情・気分を強く持ち続けること。 こうした PTSD 症状がみられる場合には重度のハラスメント体験をした可能性があります。被害者のメンタルヘルスの回復を図るとともにハラスメントの対処が望まれます。

#### 5 ハラスメントの二次被害

# 5-1 二次被害とは

二次被害とは「周囲の人に相談したことにより被害者が不利益や身体的又は精神的苦痛を被ること(防止細則第2条)です。 被害者で落ち度があったと責める」、「被害を倭」化する」、 加害者を擁護する」、「相談、問題化することを非難する」などの言動によるものです。

二次被害にあたる言動により、被害者はさらなる心身の不調をきたしてしまいます。また被害者はますます相談しにくくなり、問題解決・防止が困難になります。また加害者の態度を許容していくことになり、ハラスメントを許容する環境を作ってしまいます。したがって、被害者の周囲の人間や相談された人は、二次被害となる言動を行ってはなりません。

なお判例によれば、二次被害を行った人物に対して、被害事実が認定され損害賠償命令が出されたこともあります。

### 5-2 二次被害となる言動の例

- (1)被害の原因を被害者に落ち度があったためとすること
- 「あなたも悪い」「あなたにもスキがあった」「あなたから誘ったのでは?」などと言う。
- 「逃げればよかったでしょう?」「同意の上でしょう?」などと言う。
- (2)被害者の性格や気持ちのせいにして被害事実を無かったことにすること
- 「あなたは神経質すぎる」「あなたは生真面目すぎる」などと言う。
- 「あなたの思い過ごし」「あなたの気のせい」などと言う。
- (3)被害の重みを被害者以外が判断し、矮小化すること
- 「それぐらい当たり前」「それぐらいたいしたことない」「あなたよりひどい人もいる」などと言う。
- (4)加害者を一方的に擁護すること
- 「あの人がそんなことをするとは思えない」「男なんてそんなもんだよ」などと言う。
- (5)被害者についての噂を流布したり、誹謗中傷をすること
- ・「個人的な恋愛感情のもつれらしい」などと憶測のうわさを流し、被害者を孤立させる。
- (6)相談、問題化することを非難すること
- 「皆我慢しているのだから、我慢したほうが、いよ」、「なぜ今頃ごなって言い出すの」などと言う。
- ・「終わったことでしょう?」「もう忘れてしまったら」などと言う。
- ⑦相談、問題化することについて被害者を脅迫・威圧したり、報復行為をすること
- ・ 行為者が被害者に対して「セクハラをされたと誰かに口外したらただでは済まないぞ」などと言う。
- ・相談、問題化したことを理由として、さらなる就学、就労上の不利益を与える。
- (8)解決を急ぐこと
- ・被害者の了解なく解決を進める。